



法律により、受動喫煙防止対策を講じることが義務付けられています



健康増進法の改正により令和2年4月から、
2人以上の方が出入りする施設は**原則屋内禁煙**です。
施設、店舗ごとに受動喫煙防止対策が必要です。喫煙する人は望まない受動喫煙が生じないように配慮しなければなりません。

第一種施設 2019年7月1日から「**原則、敷地内禁煙**」です。

・学校・児童福祉施設・病院・診療所・行政機関の庁舎 等

※例外として、利用者が通常立ち入らない屋外の場所に喫煙所（特定屋外喫煙場所）を設置することが認められています。

設置にあたって必要な措置

- ①喫煙場所をパーテーション等で区画
- ②標識の掲示（喫煙場所である旨）
- ③施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置

第二種施設 2020年4月1日から「**原則、屋内禁煙**」です。

・事業所・工場・ホテル、旅館・飲食店・旅客運送用事業船舶、鉄道 等
（第一種施設と喫煙目的施設以外）

※例外として、喫煙室の設置や小規模な飲食店への経過措置が認められています。

設置にあたって必要な措置

- ①20歳未満の者（客・従業員ともに）の喫煙エリアへの立入禁止
- ②標識の掲示（施設と喫煙室の出入口）
- ③喫煙室設置の場合は、たばこの煙の流出防止に必要な技術的基準の遵守
 - (1)喫煙室の出入口において、喫煙室に向かって0.2 m毎秒以上の空気の流入があること。
 - (2)たばこの煙が喫煙室から禁煙エリアに流出しないよう、壁や天井等によって区画されていること。
 - (3)換気扇などでたばこの煙が屋外又は外部に排気されていること。

～補助金をご活用ください～

・鳥取県受動喫煙防止対策支援事業補助金

積極的に施設の全面禁煙化に取り組む小規模な飲食店（既存特定飲食提供施設）へ施設改装費用を助成します。

・鳥取県卒煙支援推進事業補助金

「従業員の健康増進」及び「望まない受動喫煙の防止」のため、企業又は団体が従業員の卒煙を積極的に推進するための費用を助成します。

〔お問合せ先〕

県庁健康政策課 電話 0857-26-7194

中部総合事務所（倉吉保健所）電話 0858-23-3143

鳥取市保健所 電話 0857-30-8585

西部総合事務所（米子保健所）電話 0859-31-9318



鳥取県
ウェブサイト

令和7年5月作成